

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：文化芸術振興課)

1 施設名		滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館									
		<p>[滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール] 敷地面積 20,000m² 延床面積 29,264m² 施設構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上4階、地下2階 主な施設 大ホール1, 848席、中ホール804席、小ホール323席、リハーサル室、練習室3室、研修室、駐車場等</p> <p>[滋賀県立文化産業交流会館] 敷地面積 21,741m² 延床面積 10,561m² 施設構造 鉄筋コンクリート造および鉄骨鉄筋コンクリート造、5階建 主な施設 イベントホール、小劇場、練習室2室、会議室5室、文化教室、駐車場等</p>									
2 施設の概要		<p>施設内容</p> <p>[滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール] (所在地) 大津市打出浜15番1号 (設置目的) 県民が舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに舞台芸術の振興および普及を図り、県民の文化の向上に資すること。 (設置年月) 平成10年9月</p> <p>[滋賀県立文化産業交流会館] (所在地) 米原市下多良二丁目137 (設置目的) 県の文化の向上と産業の振興を図ること。 (設置年月) 昭和63年4月</p>									
		<p>募集方法</p> <p>非公募</p>									
3 募集概要	申請要項配布期間	令和7年9月19日 ~ 令和7年9月30日									
	申請受付期間	令和7年9月19日 ~ 令和7年9月30日									
	指定期間	令和8年4月1日 ~ 令和11年3月31日 (3年間)									
募集内容	管理業務内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の実施に関する業務 (2) 施設の運営に関する業務 (3) 施設・設備等の維持管理業務 (4) その他施設の設置目的を達成するために必要な付随業務 <p>※滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールは改修工事に伴い令和8年7月から令和10年2月まで休館となるが、その間の業務を含む</p>									
	管理料参考額	3,869,818,000円 (消費税および地方消費税を含む。)									
4 応募状況		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">申 請 者</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大津市打出浜15番1号</td> <td style="text-align: center;">公益財団法人びわ湖芸術文化財団</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">合計 1 者</p>		申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在	名称	大津市打出浜15番1号	公益財団法人びわ湖芸術文化財団	—
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)									
所在	名称										
大津市打出浜15番1号	公益財団法人びわ湖芸術文化財団	—									

	審査方式	滋賀県指定管理者等選定委員会において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。																																		
5 審査の概要および結果	選定委員会 (ホール部会) 委員 *部会長 (50音順、敬称略)	*青山 公三（京都府立大学名誉教授） 川元 麻衣（公認会計士） 坂本 直子（兵庫県立芸術文化センター副館長） 林 瞳（滋賀大学教育学部教授） 森 真子（弁護士）																																		
	審査基準	別紙参照																																		
	審査経過	令和7年度滋賀県指定管理者等選定委員会ホール部会 第1回 (開催日) 令和7年7月22日 (内容) 指定管理者申請要項および審査基準 令和7年度滋賀県指定管理者等選定委員会ホール部会 第2回 (開催日) 令和7年10月15日 (内容) 事業計画のヒアリング、審査、指定管理者候補者選定																																		
	指定管理者の候補者	公益財団法人びわ湖芸術文化財団																																		
審査結果	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1 (配点30点)</th> <th>選定基準2 (配点120点)</th> <th>選定基準3 (配点75点)</th> <th>選定基準4 (配点57点)</th> <th>選定基準5 (配点18点)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団</td> <td>20.4</td> <td>78.6</td> <td>52.4</td> <td>35.64</td> <td>3.0</td> <td>190.04</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団</td> <td>207.8</td> <td>182.6</td> <td>247.2</td> <td>131.8</td> <td>180.8</td> <td>950.2</td> <td>190.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団</td> <td>3,869,790,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>滋賀県指定管理者等選定委員会ホール部会において、申請書類について審査・採点を行った結果、審査基準を満たしており、これまでの施設管理の実績や健全な経営基盤により適切な管理運営が見込めるとの判断されたため。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改修工事により約20か月間びわ湖ホールが休館するとの事情から非公募とされており、当財団を選定することは妥当である。 直近3か年の決算の状況から、短期的にも長期的にも財務面に安定性が認められ、管理運営に必要な経営基盤を概ね有している。 長年の運営実績は評価できるが、より地域に開かれた活動も求められる。 オペラ等の高度な自主制作や職員の人材育成の面で、当財団が継続して指定管理者となるメリットはあるが、民間活用の効果も踏まえ、次期指定管理者の選定方法について検討されたい。 <p>上記の結果、公益財団法人びわ湖芸術文化財団を指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1 (配点30点)	選定基準2 (配点120点)	選定基準3 (配点75点)	選定基準4 (配点57点)	選定基準5 (配点18点)	合計	公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団	20.4	78.6	52.4	35.64	3.0	190.04	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団	207.8	182.6	247.2	131.8	180.8	950.2	190.04	申請者	提示額	公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団	3,869,790,000円
申請者	選定基準1 (配点30点)	選定基準2 (配点120点)	選定基準3 (配点75点)	選定基準4 (配点57点)	選定基準5 (配点18点)	合計																														
公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団	20.4	78.6	52.4	35.64	3.0	190.04																														
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																													
公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団	207.8	182.6	247.2	131.8	180.8	950.2	190.04																													
申請者	提示額																																			
公益財団法人 びわ湖芸術文 化財団	3,869,790,000円																																			

別紙

審査基準

番号	選定基準 (条例第10条)	審査項目・内容	配点
1	事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(第1号)	(1)公平な利用の確保に関する考え方 ・申請団体の経営方針が適切で公共性があるか ・使用許可の手続きは適切か ・事業等の内容に偏りがないか ・障害者等多様なニーズに対する配慮がされているか ・施設の利用や事業の実施にあたって、料金区分設定等は適切に配慮がされているか	30
2	事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること(第2号)	(1)施設の設置目的および運営方針との整合性 ・施設の設置目的等を理解しているか ・県の運営方針と合致しているか ・サービスの水準の確保に向けた取組は適切か ・管理運営目標の達成に向けた取組は適切か ・学校や地元自治体、関係団体等との連携は適切か (2)事業の実施に関する考え方と企画内容 ・社会的・地域的ニーズに沿った企画内容か ・拠点施設の役割を果たす企画内容か ・2施設の強みを活かした企画内容か ・将来を見据えた新たな期待感が持てる企画内容か ・事業評価の方法は適切か ・広報の考え方や広報計画の内容は適切か (3)施設の運営に関する業務の考え方(貸館等) ・利用者サービス向上に向けた取組は適切か ・利用の拡大に向けた取組は適切か ・利用者ニーズの把握方法は適切か ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法は適切か (4)施設・設備等の維持管理業務の考え方 ・維持管理方法が適切かつ効率的か ・安全確保の方策は適切か (5)びわ湖ホール休館中における企画内容 ・新規性やチャレンジ性があり、再開館後の施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか	120 (30) (30) (15) (15) (30)
3	事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)	(1)施設の管理に係る経費縮減に関する考え方 ・経費縮減の実現性があり適正であるか ・長期的に見た場合、サービスの低下につながる恐れはないか (2)参考額と経費見積額の比較 ・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか (3)歳入確保に関する考え方 ・多様な財源の確保に向けた取組内容が提案されているか	75 (15) (40) (20)
4	事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	(1)収支計画について ・収支計画の実現性はあるか、財務状況は健全か ・収入、支出の積算と事業計画の整合性はあるか (2)組織および人員について ・組織構成および人員配置は適切か ・相当の知識や経験等を有する職員がいるか ・人材育成、研修等の体制は適切か ・関係法令および条例の規定の遵守について (3)経営基盤について ・財務状況は健全か (4)類似施設の運営実績について ・大規模施設を運営した実績は十分か (5)人権への配慮について ・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか ・人権等に配慮した施設運営が可能か	57 (12) (12) (12) (9)

5	滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項	(1)県内に本店を有する事業者であるか	18 (3)
		(2)「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	(3)
		(3)高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	(3)
		(4)障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	(3)
		(5)「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているかまたは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	(3)
		(6)環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	(3)
		合 計	300

選定基準ごと(滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計
および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。